

利用者負担額徴収基準額表（保育所及び認定こども園の場合）

（平成29年4月1日現在）

階層区分	定義	利用者負担額（月額）			
		保育標準時間の認定の場合		保育短時間の認定の場合	
		3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)
第2	市町村民税非課税世帯	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)
第3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	8,500円 (4,250円)	11,000円 (5,500円)	8,300円 (4,150円)	10,800円 (5,400円)
第4	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	14,800円 (7,400円)	18,400円 (9,200円)	14,500円 (7,250円)	18,000円 (9,000円)
第5	市町村民税所得割課税額 108,000円未満	17,800円 (8,900円)	21,400円 (10,700円)	17,400円 (8,700円)	21,000円 (10,500円)
第6	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	24,000円 (12,000円)	29,000円 (14,500円)	23,500円 (11,750円)	28,500円 (14,250円)
第7	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	28,400円 (14,200円)	33,400円 (16,700円)	27,900円 (13,950円)	32,800円 (16,400円)
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	31,200円 (15,600円)	39,300円 (19,650円)	30,600円 (15,300円)	38,600円 (19,300円)
第9	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	33,900円 (16,950円)	44,500円 (22,250円)	33,300円 (16,650円)	43,700円 (21,850円)

※徴収基準額（上段は全額の場合／下段の括弧書きは半額の場合）

- 1 児童の年齢区分は、学年制（平成29年4月1日現在の区分）によります。
- 2 「保育標準時間」とは1日当たりの保育の利用が11時間まで、「保育短時間」とは1日当たりの保育の利用が8時間までをいいます。
- 3 市町村民税課税額は、配当控除及び住宅取得控除、寄付金税額控除、外国税額控除等を適用する前の額になります。
- 4 原則、保護者の方の所得により保育料は算定しますが、保護者の方の所得が第2階層となる場合は、入所児童と同一世帯に属して生計を同一にしている家計の主宰者の課税状況に応じて算定します。